

Progress～進歩～

一期一会

10月号
2007年10月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島241
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第5号
発行担当者:岡本清美

～減価償却制度が変わります～

平成19年度税制改正で減価償却制度について抜本的な見直しが行われました!

“償却可能限度額及び残存価額の廃止”

①平成19年4月1日以降に取得をされた減価償却資産

- ・償却可能限度額(減価償却をすることができる限度額、取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。
- ・新たな定率法の導入によって定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」が適用され従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました。
- ・新たな定額法は、減価償却資産の取得価格に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた定額法の償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。

②平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

従前の償却方法については、その計算の仕組みが維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と改められた上、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が、原則として、取得価格の95%相当額(従前の償却可能限度額)まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られます。)以降において、60ヶ月で償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。(個人の場合この改正は平成20年分以降の所得税について適用)
以上が改正のあらましですが、ご質問等ございましたら、三宅事務所までお気軽にご相談ください。

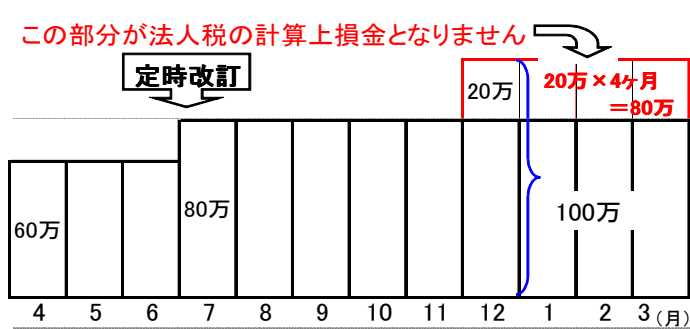
～役員報酬(事務所通信第2号に続いて☆)～



役員報酬は、決算後3ヶ月以内に一度変更すると、それを一年間継続する必要があり、それ以外の時期に変更した場合には、役員報酬が損金として原則認められません

<3月決算法人の場合>

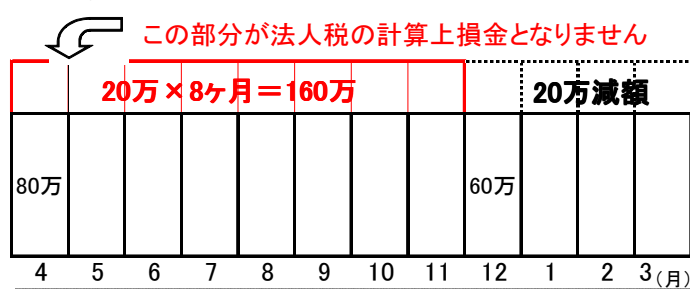
(役員報酬を9ヶ月目から20万上げた時)



(決算書)	(法人税申告書)
報酬改訂前利益 80万	利益 0
役員報酬を上げた分 △80万	加算 +80万
利益 0	課税所得 80万

費用を増やして利益を80万円削減できた
↑
つもりが 上げた後の4ヶ月分の増加額が損金とならず所得に加算されて、結局下げる前の所得に対して税金を払うことになる

(役員報酬を9ヶ月目から20万下げた時)



(決算書)	(法人税申告書)
役員報酬を下げた分 △80万(20万×4ヶ月)	利益 +80万
利益 +80万	加算 +160万
費用を減らして利益80万円を計上できた	課税所得 240万

↑
つもりが 下げる前の8ヶ月分の差額が損金とならず所得に加算されて、160万円分多く税金を納めなければならない

<インターンシップを終えて感謝!>



9月には、弊社で2週間に亘り、岡山大学経済学部3回生の2人の学生さんに就業体験をしてインターンシップ中には、お客様のご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。今回、就業体験をしていただきました学生さんは、2人とも税理士事務所への就職を希望されており、2週間で多くの経験を積むことが出来たことを大変喜ばれていました。これも皆様方の暖かいご支援を頂いたからこそだと思います。心より感謝申し上げます。これからも、一年に一度、インターンシップの受け入れをして参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

最後になりましたが、皆様方の、益々のご繁栄を心よりお祈りいたします。

税理士 三宅孝治

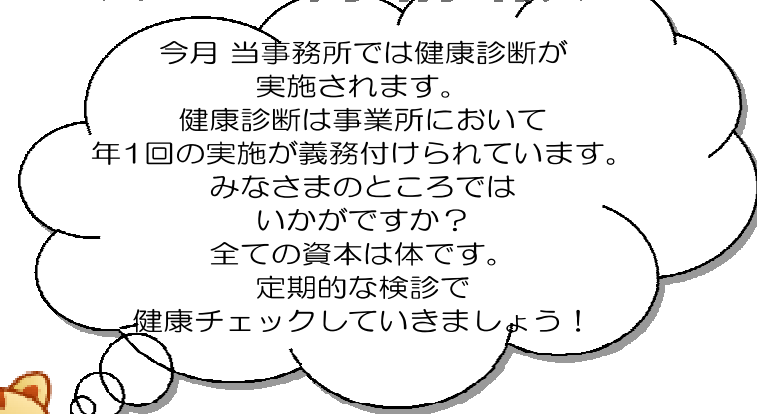
2週間という短い期間でしたが、三宅先生の事務所で研修させていただきました。初めての事ばかりで緊張の連続でしたが、多くのことを学ぶことができ、インターンシップに参加できて良かったと思っています。特に挨拶や返事など社会人としてのマナーの大切さを教えていただいたことが印象に残っています。また、大学では経験できない帳簿の作成、パソコン入力等の実務が体験でき、勉強になりました。最後になりましたが、訪問させていただいた会社の皆様、入力をさせていただいた会社の皆様、ありがとうございました。 木村 亮太

10日間、実習させていただき、本当にありがとうございました。税理士事務所ですべてを体験してみる事で、税理士という職業は常に勉強が必要で、責任の大きな仕事だということが分かりました。しかし、それだけやりがいのある仕事だと実感しました。実習中、数社に訪問させていただきました。訪問させて頂いた会社の皆様、貴重なお時間をつくって頂きまして、本当にありがとうございました。大学では決して教えてくれないような、実際の経営者の方の考え方を教えて頂いたり、これから社会に出ていくうえでの心構えについてまでアドバイスして頂き、とても勉強になりました。よい税理士とは、コミュニケーションを大事にする税理士だと思います。そのような税理士になるためにも、素直な心を持ち続け、人間力を高めていきたいと思っています。 鳥越 俊佑

<10月スケジュール>

日	曜日	
9	火	*当社主催 中村文昭氏講演会
10	水	*源泉所得税・特別徴収住民税(9月納付期限)
31	水	*8月決算法人の確定申告・納付期限 *9月分の社会保険料の納付期限

<知っ得情報>

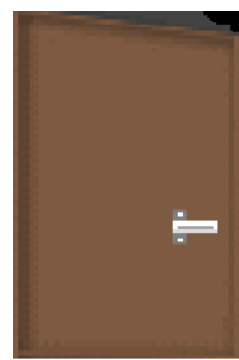


<事務所移転のお知らせ>

平成19年10月25日(木)に事務所移転をいたします。
詳細は別紙の地図等をご覧ください。



中村文昭氏講演日までもうすぐ!



ワクワク
ドキドキ

10月9日(火)
くらしき健康福祉プラザ 5F

お持ち帰りは、やる気いっぱい
笑顔いっぱい 楽しさいっぱい